

農地の貸し借りの解約の手引き

1. 賃貸借（賃借料あり）の合意解約（農地法第18条第6項）

- 届出者 賃貸人及び賃借人
- 届出先 大府市農業委員会事務局
- 届出期間 随時
- 提出部数 1部（受付印を押した書類を返却して欲しい場合は、必要な部数を追加）

提出書類	備考	チェック
☆農地法第18条第6項の規定による通知書		<input type="checkbox"/>
☆合意解約書		<input type="checkbox"/>
☆全部事項証明書	法務局発行（2部目以降はコピー可）	<input type="checkbox"/>

☆必須

2. 使用貸借（賃借料なし）の合意解約

- 届出者 貸人及び借人
- 届出先 大府市農業委員会事務局
- 届出期間 随時
- 提出部数 1部（受付印を押した書類を返却して欲しい場合は、必要な部数を追加）

提出書類	備考	チェック
☆使用貸借契約の解約通知書		<input type="checkbox"/>

☆必須

●注意事項

- ※ 証明書は提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ※ 農地の売買や農地転用をする場合、事前に解約手続きが必要です。
- ※ 合意による解約以外（解約の申入れ、更新の拒絶など）の場合、別に手続きが必要です。
- ※ ご不明な点は大府市農業委員会事務局へお尋ねください。

大府市農業委員会事務局

TEL 0562-47-2111（代表）内線343
0562-45-6246（ダイヤルイン）